

倉敷市立下津井西小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめ認知件数は年間1・2件で推移しており、少人数ゆえに比較的児童は落ち着いて生活することができている。しかし、クラス替えがないことによる人間関係のトラブルがある。SNS やメール等を介したいじめの報告は受けてはいないが、児童の携帯やネット利用の実態を十分に把握できていない。現在全職員でいじめの対応を行っているが、未然防止の取組をより推進するためには、いじめの早期発見、適切な対応のための組織の編成及び教職員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ・不登校対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。児童の携帯・SNS 等のネット利用の実態調査を行い、その結果をもとに校内研修を実施したり高学年の児童を中心とした情報モラル教育を推進したりする。わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。いじめ早期発見のためのアンケートをとり、教育相談週間との連携を図る。

〈重点となる取組〉

・**規律の活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人によりよく関わる力を身につけさせる。**

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
〈連携の内容〉 ・学校基本方針を PTA 総会・学級懇談などを通して説明し、学校のいじめ問題に対する考えや取組などについて保護者の理解を得る。 ・学校評議員や安全パトロールの方の協力を得て、地域の方との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供を依頼し、いじめの早期発見に努める。 ・いじめ問題等に対する各種相談窓口や学校のスクールカウンセラー等について文書で保護者に知らせ、活用を促す。	不登校いじめ問題対策委員会 〈不登校いじめ問題対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく取組の実施、いじめの未然防止、早期発見、いじめの事案に対する対応 〈不登校いじめ対策委員会の開催時期〉 ・年3回(学期1回 いじめ問題の発生時は随時) 〈不登校いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・職員会議や終礼を通じて随時 〈不登校いじめ対策委員会の構成メンバー〉 ・校外 スクールカウンセラー PTA 会長等 ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任 全 教 職 員	〈連携機関名〉 ・市教育委員会 〈連携の内容〉 ・保護者支援のための専門スタッフの派遣 〈学校側の窓口〉 ・教頭 〈連携機関名〉 ・児島警察署 〈連携の内容〉 ・非行防止教室の実施 〈学校側の窓口〉 ・教頭・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	〈児童会活動〉 ・なかよし週間を年2回開催し、各学級の問題点を話し合っ、クラスのめあてをつくったり、人権に関する標語をつくったりすることを通じて、より良い人間関係を築こうという意識を高める。 〈居場所づくり〉 ・日頃の授業や特別活動、行事等の中で、誰もが輝ける場を設定することで、児童一人一人が成就感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 〈情報モラル研修〉 ・教職員の指導力向上及び高学年のネットモラル向上のために、授業等で事例で学ぶ NET モラルを活用する。
② 早期発見	〈実態把握〉 ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を把握し、早期発見に努める。 〈相談体制の整備〉 ・全教職職員が、児童の変化を見逃すことなく、きめ細かい声かけを行い、児童がいじめをいつでも訴えたり、相談したりできるような雰囲気づくりを進める。 〈情報共有〉 ・児童の気になる変化や行動があった場合は、職員会議・終礼等で随時情報共有を図る。 〈保護者との連携〉 ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図る。保護者から相談があった場合は、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に対応する。
③ いじめへの対応	〈早期対応〉 ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。 ・いじめの事実が確認された場合は、不登校いじめ問題対策委員会を開き、対応を協議する。 ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。 ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。 ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。 ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対応する。 〈重大事態への対応〉 ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。 ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。 ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にこころ。 ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【様式2】

倉敷市立下津井西小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和5年度

	会議, 委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○不登校いじめ問題対策委員会(毎月) ・基本方針・計画の確認 ○職員会議(毎月1回) ・いじめ対策に関わる共通理解 ・児童に関する情報交換	○学級開き・学級ルールづくり ○縦割り活動の実施(随時) ○外部講師によるライン・SNSの使い方についての講演会	○保護者との個人懇談	○発生事案への協議・対応(随時)
5月		○行事を通した人間関係づくり 【運動会】		
6月		○なかよし週間の取り組み(児童会) ○人権図書読み聞かせ	○いじめの実態把握アンケートの実施 (対策委員会) ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討(対策委員会) ・必要に応じて対応
7月		○非行防止教室	○保護者との個人懇談	
8月	○職員研修			
9月	○不登校いじめ問題対策委員会	○行事を通した人間関係づくり 【海の学習】	○いじめの実態把握アンケートの実施 (対策委員会)	○アンケート結果の検討(対策委員会) ・必要に応じて対応
10月		○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行】		
11月		○行事を通した人間関係づくり 【学芸会】		
12月		○なかよし週間の取り組み(児童会) ○読み聞かせグループによる読み読み語り	○担任による教育相談 ○保護者との個人懇談	
1月			○いじめの実態把握アンケートの実施 ・必要に応じて教育相談 (対策委員会)	○アンケート結果の検討(対策委員会) ・必要に応じて対応
2月				
3月	○不登校いじめ問題対策委員会 ・年間総括, 基本方針の修正			

年間を通して, 行う取組

- ・日頃の授業や特別活動, 行事等の中で, 誰もが輝ける場を設定することで, 児童一人一人が成就感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し, 人権尊重の精神や思いやりを育てる。
- ・児童の休み時間や放課後の課外活動の中での児童の様子に目を配ったり, 個人のノートや日記などから友人関係や悩みを把握したりする。